

## 【韓国】農漁業後継者等の支援・育成に関する法律の制定

海外立法情報課 中村 穂佳

\* 農漁業を担う後継者及び青年農漁業従事者の育成と支援に関する「後継農漁業人及び青年農漁業人の育成・支援に関する法律」が2020年5月に公布され、2021年5月に施行される。

### 1 背景と経緯

韓国では、農漁業の育成、支援等に関連して、2009年4月1日に「農漁業経営体の育成及び支援に関する法律」（以下「農漁業経営体法」）が公布され、同年10月2日に施行された<sup>1</sup>。この法律は、現在まで数次の改正を経ており、現在、農漁業経営情報の登録（第2章）、農漁業法人の設立及び支援等（第5章）、農漁業経営革新基盤の構築（第6章）、共同農業経営の活性化（第6章の2）等の規定が置かれている。

しかし、高齢化等の状況の中で、「別途の法律を整備し、具体的かつ体系的に農漁業後継者等を育成しなければならないという指摘が提起されている」<sup>2</sup>とする「後継農漁業人の育成及び農漁業分野の青年就業・創業支援に関する法律案」<sup>3</sup>が2019年11月5日に国会に提出された。この法案は、2020年4月29日に国会を通過し、同年5月19日に公布された<sup>4</sup>。この法律は、本則全18か条、附則3か条から成り、2021年5月20日に施行される。

### 2 制定法の概要

#### (1) 目的と定義

この法律は、農漁業人材の体系的な育成を通じて、農漁業後継者及び青年農漁業従事者<sup>5</sup>の安定的な農漁村定着を導き、持続可能な農漁村社会の発展に資することを目的とする（第1条）。

この法律において「農漁業後継者」とは、農業又は漁業（養殖業を含む。以下同様。）の継承・発展のために農業又は漁業を経営し、又はその意思がある者であって、年齢、営農・営漁期間等の要件に該当する者をいう。「青年農漁業従事者」とは、農業又は漁業分野に従事し、又は創業若しくは就業する意思がある者であって、年齢、居住等の要件に該当する者をいう。「農漁業後継者団体」<sup>6</sup>とは、農漁業後継者が未来の農漁業の生産力向上と農漁業後継者の権利保護、地位向上、福祉増進等を主な目的として設立した法人又は大統領令で定める団体をいう

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年4月6日である。

<sup>1</sup> 「농어업경영체 육성 및 지원에 관한 법률 (법률 제 9620 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=92403&ancYd=20090401&ancNo=09620&efYd=20091002&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

<sup>2</sup> 「[2023604]후계농어업인 육성 및 농어업분야 청년 취업·창업 지원에 관한 법률안 (강석진의원 등 24인)」의 안정보시스템ウェブサイト <[https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_E1W9L1W1W0P5E1L5Y3Q5Z0Z1R8R0H6](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_E1W9L1W1W0P5E1L5Y3Q5Z0Z1R8R0H6)>

<sup>3</sup> 同上

<sup>4</sup> 「후계농어업인 및 청년농어업인 육성·지원에 관한 법률 (법률 제 17278 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=218005&ancYd=20200519&ancNo=17278&efYd=20210520&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

<sup>5</sup> 農漁業後継者及び青年農漁業従事者につき、原文ではそれぞれ「후계농어업인 (後継農漁業人)」、「청년농어업인 (青年農漁業人)」となっているが、本稿では「農漁業後継者」、「青年農漁業従事者」と訳した。

<sup>6</sup> 原文では「후계농어업인단체 (後継農漁業人団体)」とされている。

(第2条)。

## (2) 後継農漁業経営者等の選定及び支援

国及び自治体は、専業農漁業人材の確保のため、農漁業後継者の営農、営漁計画等を評価し、後継農業経営者又は後継漁業経営者を、青年農漁業従事者については青年創業型後継農業経営者又は青年創業型後継漁業経営者を<sup>7</sup>選定することができる。国及び自治体は、資金、コンサルティング、技術・経営教育等の支援を行うことができる。また、青年創業型後継農業経営者又は青年創業型後継漁業経営者に対しては、一定期間の営農、営漁等の義務事項の履行を条件として、生活及び営農・営漁活動に必要な資金を支援することができる。後継農漁業経営者等を選定する場合には、農漁村に居住する女性と「多文化家族支援法」第2条第1号による多文化家族<sup>8</sup>の構成員を、農林畜産食品部令又は海洋水産部令の規定に従って優遇することができる(第8条)。

## (3) 教育・雇用支援

国及び自治体は、未来の農漁業人材の確保のため、農業、水産業の系列学校又は専門教育機関が実施する農漁業関連の実習教育、農漁業創業教育等を支援することができ、また、優秀な農漁業経営体と協力して、農漁業に従事しようとする者の現場研修に必要な支援をすることができる(第9条)。国及び自治体は、農漁業経営体が青年農漁業従事者を雇用する場合、その費用の全部又は一部を支援することができる(第10条)。国及び自治体は、農漁業後継者に対する教育を行う農漁業法人・団体等に対し、農漁業関連の教育課程の開発及び運営に必要な支援を行うことができる。また、地域の特性に合う教育を支援し、後継農漁業教育専門家の養成、教育課程の開発、教育場所の提供又は情報提供等を行うことができる(第11条)。

## (4) 農漁業後継者団体の支援

国及び自治体は、予算の範囲内で農漁業後継者団体の組織と活動に必要な行政的・財政的支援を行うことができる(第12条)。

## (5) 青年農漁業従事者の優遇

国及び自治体が農漁業後継者を育成するための施策を策定・施行し、又は農漁業後継者を支援する場合、青年農漁業従事者を優遇することができる(第13条)。

## (6) 青年農漁業従事者に対する営農・営漁活動体験の機会の提供

国及び自治体は、青年農漁業従事者に対し営農・営漁活動を体験することができる機会を提供するよう努めなければならない。また、農漁業経営体、団体又は学校が営農・営漁活動体験機会を提供する事業に参加する場合、費用の全部又は一部を支援することができる(第17条)。

<sup>7</sup> 後継農業経営者、後継漁業経営者、青年創業型後継農業経営者、青年創業型後継漁業経営者について、原文ではそれぞれ「者」の部分「인(人)」となっている。

<sup>8</sup> 「1. 「多文化家族」とは、次の各目のいずれかに該当する家族をいう。イ. 「在韓外国人の処遇基本法」第2条第3号の結婚移民者及び「国籍法」第2条から第4条までの規定によって大韓民国国籍を取得した者から成る家族 ロ. 「国籍法」第3条及び第4条の規定によって大韓民国国籍を取得した者及び同法第2条から第4条までの規定によって大韓民国国籍を取得した者から成る家族」「多文化家族支援法」第2条第1号。なお、「国籍法」第2条は出生による国籍取得、第3条は認知による国籍取得、第4条は帰化による国籍取得を規定している。「다문화가족지원법(법률 제 17281 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=218017&ancYd=20200519&ancNo=17281&efYd=20200519&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 「재한외국인 처우 기본법(법률 제 14974 호)」同 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=198484&ancYd=20171031&ancNo=14974&efYd=20171031&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 「국적법(법률 제 16851 호)」同 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=213031&ancYd=20191231&ancNo=16851&efYd=20200101&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>